

# 民事信託の具体的な活用例

民事信託では、家族の状況・財産の内容などに沿ったプランを専門家と一緒に考えて、契約書などの書類を作成していきます。民事信託を活用すれば、さまざまな条件やご希望にあわせたオーダーメイドが可能となります。

## 認知判断能力の低下にそなえる

仮に認知判断能力が低下しても、ご家族に託した預金から、お客様のための医療・介護費用や生活費を支払うことができます。



## 確実に後継ぎへ

自分の亡き後、財産は妻に、その後は長男に…など、遺言では実現できない財産の承継を後々まで決めることができます。



## おとしよりの大切な財産をまもる

高齢の親が強引なセールスや振り込み詐欺の被害にあわないように財産を管理できます。

※通常、認知症と診断されると預金口座は凍結され、家族であっても自由に使うことができません。



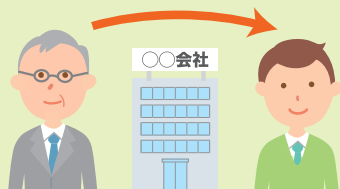
## 親亡きあとに子どもをまもる

親の亡き後も、障害のある子どもが困らないよう、親の財産の管理方法を定めることができます。



## 事業承継

株式を信託することによって、次世代への事業承継を円滑に行うことができます。



# 民事信託 を活用した人生設計

遺言・後見・民事信託の有効活用



民事信託は、お客様の大事な財産をお客様や家族のために守り、活用し、次世代に承継するために利用できる制度です。

高齢者にとって財産をしっかり管理するための方策としては、これまで遺言や後見が一般的でしたが、最近では民事信託の活用も有効です。

民事信託を活用すれば、たとえば、強引なセールスや振り込み詐欺にあわないように財産を管理したり、ご自身の認知判断能力が低下しても自分や家族のために財産を活用し、遺すことができます。

自分の亡き後、財産を妻に、その後長男になど、遺言では実現できない財産の承継を後々まで決めることができます。



地域と共に、次の未来へ

# 小松川信用金庫



## ① 元気な時

身上保護※

(見守り契約)

財産管理

財産管理契約

民事信託

## ② 判断能力低下

任意後見  
法定後見

## ③ 死亡・相続

(死後事務委任)※

遺言

民事信託

## ④ 次世代へ承継

※「身上保護」とは、医療や介護などの身の回りの事務を本人の意思に配慮して行うことです。

※「死後事務委任」とは、お葬式や各種届出などを依頼する契約です。

### 財産管理・見守り契約

まだ元気だけれど、専門家に任せて財産を管理したい。定期的に訪問してもらって、見守ってほしい。



#### ○メリット

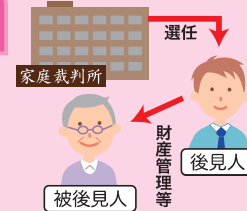
・専門家を活用できる

#### ①注意点

・判断能力が落ちてきたら後見に切り替える

### 法定後見制度

判断能力が落ちた時、家庭裁判所に成年後見人を選んでもらう。



#### ○メリット

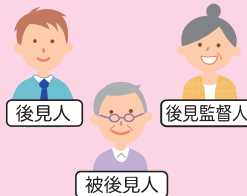
・判断能力が低下したあとでも利用できる

#### ①注意点

・専門家が後見人に選ばれたときは報酬が必要  
・誰が後見人になるかは本人が決められない  
・原則として本人のためにしか財産を利用できない

### 任意後見制度

元気なうちに、自分の財産の管理と身上保護をしてくれる人を契約によって決めておく。



#### ○メリット

・誰が後見人になるかを本人が決められる  
・財産管理の方法を自由に決めておくことができる

#### ①注意点

・後見監督人の指導を受ける  
・家庭裁判所から後見監督人が選ばれた時点で始まる

### 遺言

生前に、自分が亡くなったあと、誰にどの財産を(どのくらい)渡すかを決めておく。



#### ○メリット

・自分の意思だけで自由に決められる

#### ①注意点

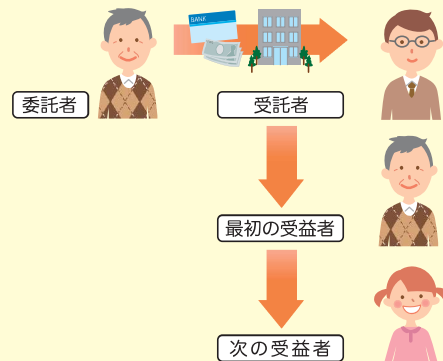
・死亡したあとのことしか決められない

## 民事信託

「信託」とは、大切な財産を信頼できる人に託し、自分で決めた方針に従って財産を管理できる仕組みです。民事信託の利用については、信託銀行でなくとも、お近くの信用金庫で相談できます。

### 信託の基本的な仕組み

- ① 財産を持っている方(委託者)がある方(受託者)に自分の財産の管理を任せる。
- ② ある方(受託者)は、他の方(受益者)のために財産を管理する。
- ③ 他の方(受益者)は、元々財産を持っていた方(委託者)と同じでもかまわない。



#### ○メリット

・財産を守るだけでなく、本人や家族のために財産を「活用」できる  
・家庭裁判所などの監督がないので、財産の利用の自由度が高い

#### ①注意点

・財産の管理のための制度なので、介護サービスなどは、後見もあわせて利用する  
・信託に利用できない財産(年金など)がある



### 例えばこのように使えます!

- ・判断能力が低下した後の財産管理の方法として使えます。
- ・亡くなった後の財産の分配方法を決めておくことで、**遺言と同じ役目**も果たします。
- ・最初の受益者を自分にし、次の受益者を家族にすることで、**次世代、次々世代まで**財産の管理を決めておけます。